

協同農業普及事業をめぐる情勢

農産局 技術普及課

令和6年1月

農林水産省

目 次

・ 協同農業普及事業の役割・概要	1・2
・ 協同農業普及事業の運営	3
・ 国と都道府県の連携協力（役割分担）	4
・ 普及指導体制の状況	5・6
・ 普及指導員の任用資格	7
・ 普及指導員の資質の向上	8
・ 農業革新支援専門員の配置	9
・ 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和4年度末）	10
・ （参考）協同農業普及事業における普及活動例	11～18
・ （参考）運営指針のポイント	19
・ （参考）令和6年度普及事業関連予算の概要	20～22
・ （参考）協同農業普及事業の変遷	23

1 - 1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する普及指導員（国家資格を有する都道府県職員）が、直接農業者に接して、農業に関する技術及び経営の指導を核として、現場での農政課題解決を総合的に支援する役割を担う。



農業人材の確保・育成 産地の形成

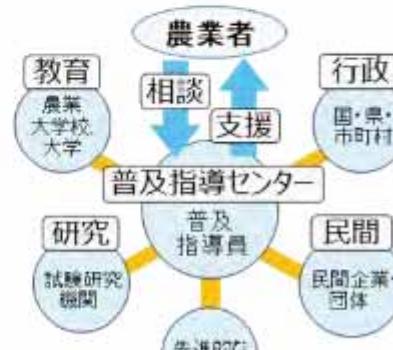
品質向上のための技術講習会

新規就農者への巡回指導



地域農業の コーディネート

教育機関、試験研究機関、民間、行政と連携を図りながら農業者への指導、相談を行います



新技術の現場定着

ドローンによるリモートセンシング



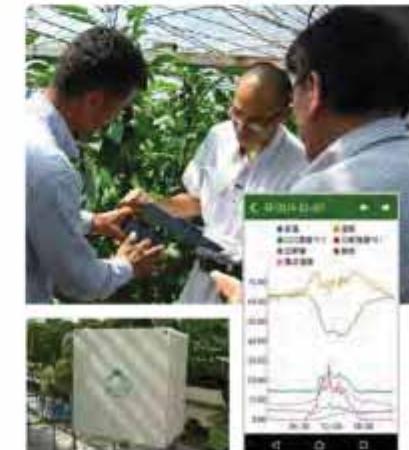
新品種の導入



その他の取り組み

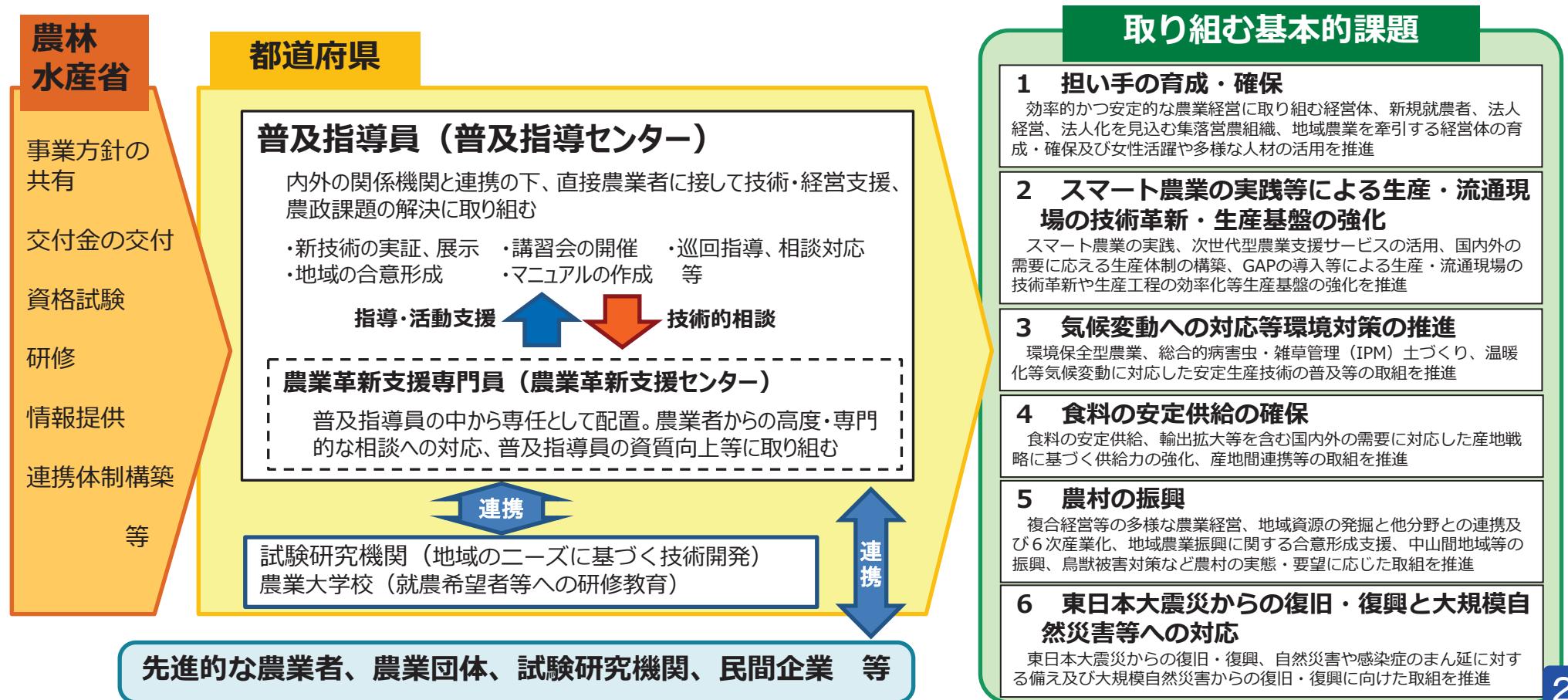
- ・ 営農計画づくりの相談対応
- ・ 気候変動に対応した農業の推進
- ・ 烏鵲被害防止に向けた支援
- ・ 自然災害への備えや営農再開に向けた支援

ハウス環境モニタリング装置で
データを「見える化」



1 – 2 協同農業普及事業の概要

- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。
- 事業実施にあたっては、国と都道府県が事業方針を共有し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



1 – 3 協同農業普及事業の運営

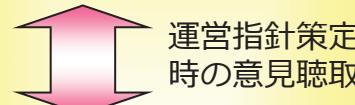
- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な事業方針を明確化し、共有するため、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定。また、概ね5年毎に策定する運営指針を補足するものとして、時々の重要な農政課題等を踏まえ、ガイドラインを策定。
- 都道府県は、運営指針を基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。また、実施方針に沿って普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○ 事業の運営の流れ

国

運営指針

概ね5年毎に国が策定する事業運営の指針



都道府県（本庁主務課）

実施方針

運営指針を基本に、都道府県が地域の実情に即して定める事業実施の方針



普及指導センター

普及指導計画

地域の課題や特性を踏まえて普及指導センターが定める毎年度の指導計画

協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）

（令和2年 農林水産省告示第1693号）

取り組む基本的課題

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体、新規就農者、法人経営、法人化を見込む集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保及び女性活躍や多様な人材の活用を推進

2 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化

スマート農業の実践、次世代型農業支援サービスの活用、国内外の需要に応える生産体制の構築、GAPの導入等による生産・流通現場の技術革新や生産工程の効率化等生産基盤の強化を推進

3 気候変動への対応等環境対策の推進

環境保全型農業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した安定生産技術の普及等の取組を推進

4 食料の安定供給の確保

食料の安定供給、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進

5 農村の振興

複合経営等の多様な農業経営、地域資源の発掘と他分野との連携及び6次産業化、地域農業振興に関する合意形成支援、中山間地域等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態・要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

東日本大震災からの復旧・復興、自然災害や感染症のまん延に対する備え及び大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を推進

重点的に取り組む普及指導活動

○担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

青年層を含む幅広い世代の就農・定着、円滑な生産基盤の継承、新規就農の受け皿となる法人化の推進

○地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する相談体制の整備、新技術体系の確立及び定着

○次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の活用支援

○農村における多様な人材・機関との連携

多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮

普及指導活動の効果的な実施

○農業者に対する支援の充実・強化

農業者への普及指導活動時間の確保、関連施策情報の提供

○公的機関が担うべき分野の取組強化

地域の合意形成支援、新規就農者支援、災害対応等の取組強化

○先進的な農業者等とのパートナーシップ構築

○試験研究機関・民間企業等との連携

1 - 4 国と都道府県の連携協力（役割分担）

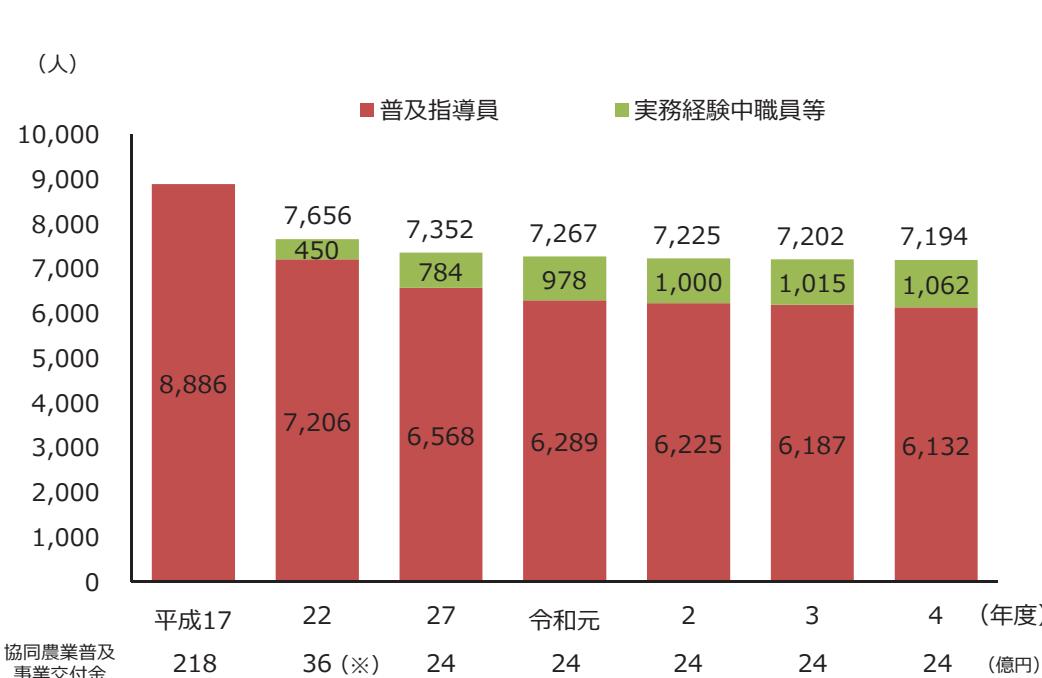
- 協同農業普及事業は、事業方針の共有の下、国と都道府県が連携協力し役割分担を図りつつ効率的に運営。
- 国においては、都道府県における普及事業の円滑な実施に資するように、運営指針等の通知に加え、協同農業普及事業交付金の交付、事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組や普及指導員の全体的な資質の確保及び向上等の役割を担当。
- 都道府県においては、地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進等の役割を担当。

	国	都道府県
全体的事項	<ul style="list-style-type: none">事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組国全体の農業政策の実現に必要となる技術の提供及び情報の収集・共有国民への情報発信広域で対応すべき普及指導活動の推進等	<ul style="list-style-type: none">都道府県の方針に基づく普及指導活動の適切な実施試験研究機関等と連携による技術開発・普及の推進普及指導員の人員確保農業農村に関わる多様な機関・人材との連携県内への情報発信と農業者等による外部評価の実施等
事業方針	運営指針・ガイドライン・通知	実施方針 (運営指針を基本として策定)
財政負担	協同農業普及事業交付金	事業実施に必要な一般財源の確保
指導水準の確保	普及指導員資格試験、高度・専門的な技術研修・技術情報の提供	普及指導員の配置、実践的な研修、普及指導員の計画的な人材育成、経験が豊富な者の任用（無試験任用）
事業推進体制	全国的な連携体制の構築 (試験研究機関や民間企業、都道府県間との連携)	地域の実情に応じた普及指導体制の整備

1 – 5 普及指導体制の状況①

- 普及職員数は、地方の行財政改革等により全国的には減少してきたが、近年は横ばいで推移。
- 普及職員の年齢別構成は、50代以上が約半数を占める一方で、普及指導員資格の取得に向けて実務経験中の若手の職員が増加している。
- 普及職員全体に占める女性割合は32%であるが、このうち実務経験中職員等の女性割合は43%となっており、今後、更に普及指導活動における女性の活躍が期待される。

○ 普及職員数の推移



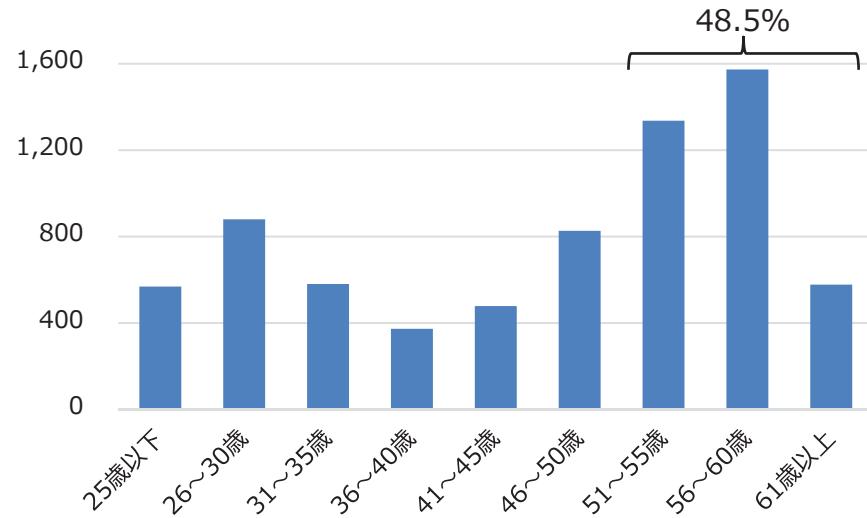
(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

(注) 普及指導員の数値は各年度末の人数。

協同農業普及事業交付金の数値は実績額。

(※) 都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲。

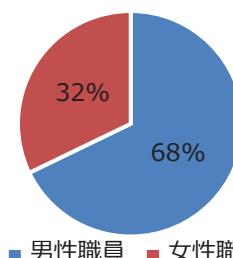
○ 普及職員の年齢構成割合 (令和4年度末)



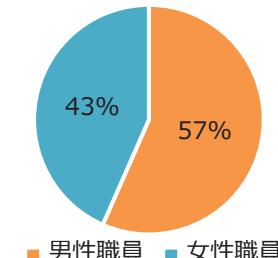
(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

○ 普及職員の男女割合 (令和4年度末)

普及職員全体



実務経験中職員等



(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

1 – 5 普及指導体制の状況②

- 普及指導センター数についても、近年の事業の多様化や地域の実情、地方の行財政改革等を受けて、組織再編が進行したが近年は横ばいで推移。現在、全国に361箇所（このほか支所等117箇所）設置されており、普及指導員の約9割が所属している。
- 普及指導員の担当部門別設置数については、みどりの食料システム戦略を受けて、環境負荷低減に係る土壌肥料、病害虫、有機農業分野において増加している。

○ 普及指導センター数の推移

(単位：箇所)

	H10	15	20	25	30	R3	4
普及指導センター数	510	456	387	366	360	361	361
(参考) 支所・駐在所等	62	55	124	128	121	117	117

(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

(注) 数値は各年度末の設置数。

○ 普及指導員の所属場所（令和4年度）

(単位：人、%)

	普及指導センター	本庁主務課	試験研究機関	農業大学校	その他	合計
該当県数	47	26	12	24	15	—
設置数（人）	5,511	231	63	255	72	6,132
割合(%)	89.9	3.8	1.0	4.2	1.2	100

(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

(注) 試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

○ 普及指導員の担当部門別設置数（令和4年度末）

(単位：人)

分野	作物	うち稻作		うち普通畠作物		野菜	果樹	工芸作物	花き	養蚕	畜産	土壌肥料	病害虫
		うち稻作	うち普通畠作物	うち有機農業									
設置人数	1,257 (1,248)	802 (895)	739 (756)		1,620 (1,616)	723 (753)	174 (171)	625 (625)	1 (9)	645 (625)	336 (153)	290 (180)	
分野	担い手育成		環境保全型農業		農業労働	農業機械	農業経営 (マーケティングを含む)	農家経営 (生活改善を含む)	農産物活用 (流通・加工、直売を含む)	農村環境 (鳥獣害対策を含む)	普及指導活動	その他	
設置人数	702 (695)	321 (299)	256 (268)	134 (96)	130 (133)	91 (73)	559 (595)	247 (226)	281 (293)	250 (244)	184 (140)	1,402 (1,315)	

(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査

(注) 括弧内は令和2年度末の設置数。複数分野の担当者がいること、都道府県によっては担当分野を持たない者がいることにより、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

1 – 6 普及指導員の任用資格

- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。受験にあたっては、普及指導センター等における一定期間の実務経験が要件。
- 資格試験は、全国的に普及指導員としての一定水準以上の資質を確保するために国が統一的に実施。

任用資格

以下のいずれかに該当する者

- 普及指導員資格試験の合格者
- 過去15年のうち12年以上、試験研究、教育等に従事している者
- 管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士、弁理士又は中小企業診断士の有資格者

○ 普及指導員資格試験の実施状況 (単位：人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
令和元年度	612	381	62.3
2年度	701	452	64.5
3年度	709	483	68.1
4年度	655	479	73.1
5年度	683	427	62.5

(資料) 農林水産省技術普及課調べ

受験資格

以下の職務に従事した一定年数（注）以上の経験があること。

- 農業又は家政に関する試験研究
- 農業又は家政に関する教育
- 農業又は家政に関する技術の普及指導

- (注)
- 学歴が大学院修士課程修了の場合は2年、大学等卒業の場合は4年、短期大学等卒業の場合は6年、高等学校卒業の場合は10年。
 - ただし、大学院修士課程修了の場合を除き、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮。

試験の内容

- 書類審査 実務経験の内容等
筆記試験 ①農業全体に関する基礎的な知識
②農業に関する高度かつ専門的な技術に関する知識
③農業現場における課題解決能力
口述試験 普及指導員として必要な資質等

スケジュール

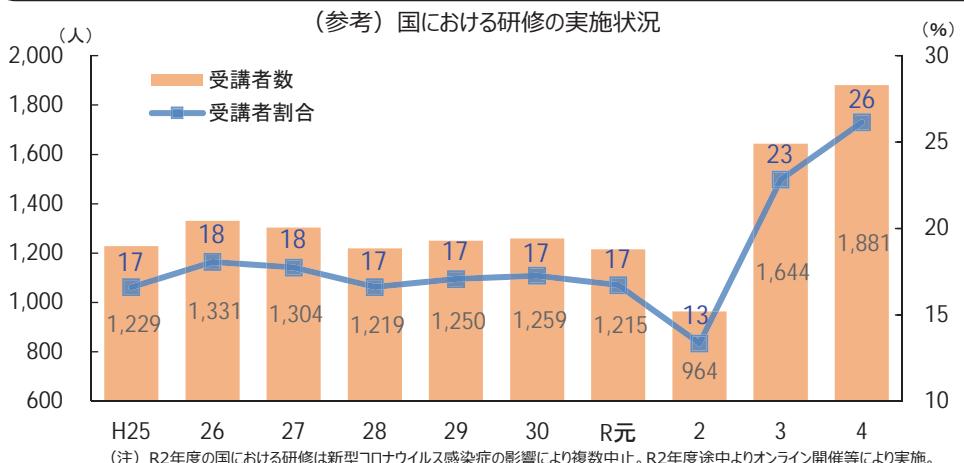
- 5月上旬：試験実施公告
6月上旬：受験願書提出締め切り
8月中旬：筆記試験
11月下旬：口述試験
12月下旬：合格発表

1 - 7 普及指導員の資質の向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、国と都道府県がそれぞれの役割分担の下で、計画的に普及指導員の資質の向上を図る研修等を実施。

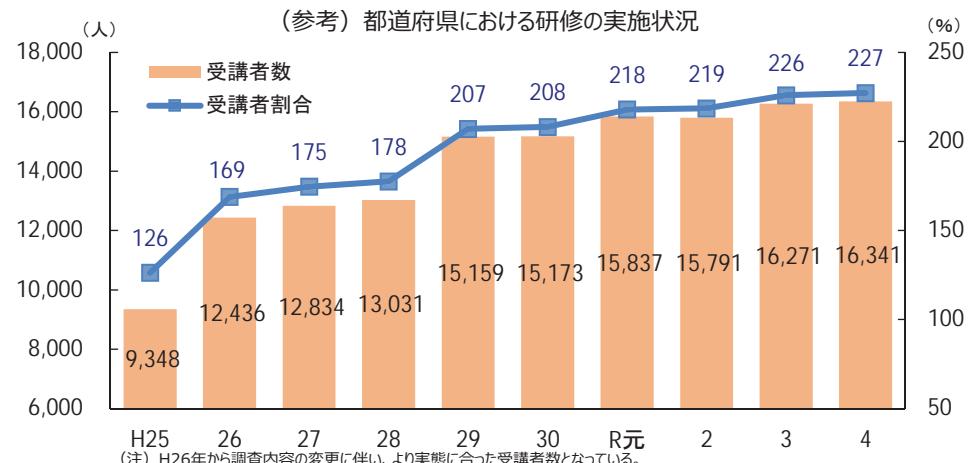
国の役割

- 国と県の役割分担を踏まえた研修体系を策定。
- スマート農業やみどりの食料システム戦略など農政上の重要課題に係る研修や、普及指導員のステージに応じた研修などを、国段階で統一的に実施。
- 都道府県における研修が効果的・効率的に実施されるよう、研修講師や講義資料の情報提供を実施。



都道府県の役割

- 中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定。
- 専門分野の知識・技術の研修やOJT研修など、より実践的な研修を実施。
- 国等が行う研修を都道府県において有効に活用し、研修効果の波及を図る。



研修体系

① 実践指導力の確立期

普及指導員としての基本的な活動を行う能力を習得するため、普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施。

② 専門指導力の確立期

担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るため、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上等に関する研修を実施。

③ 総合指導力の確立期

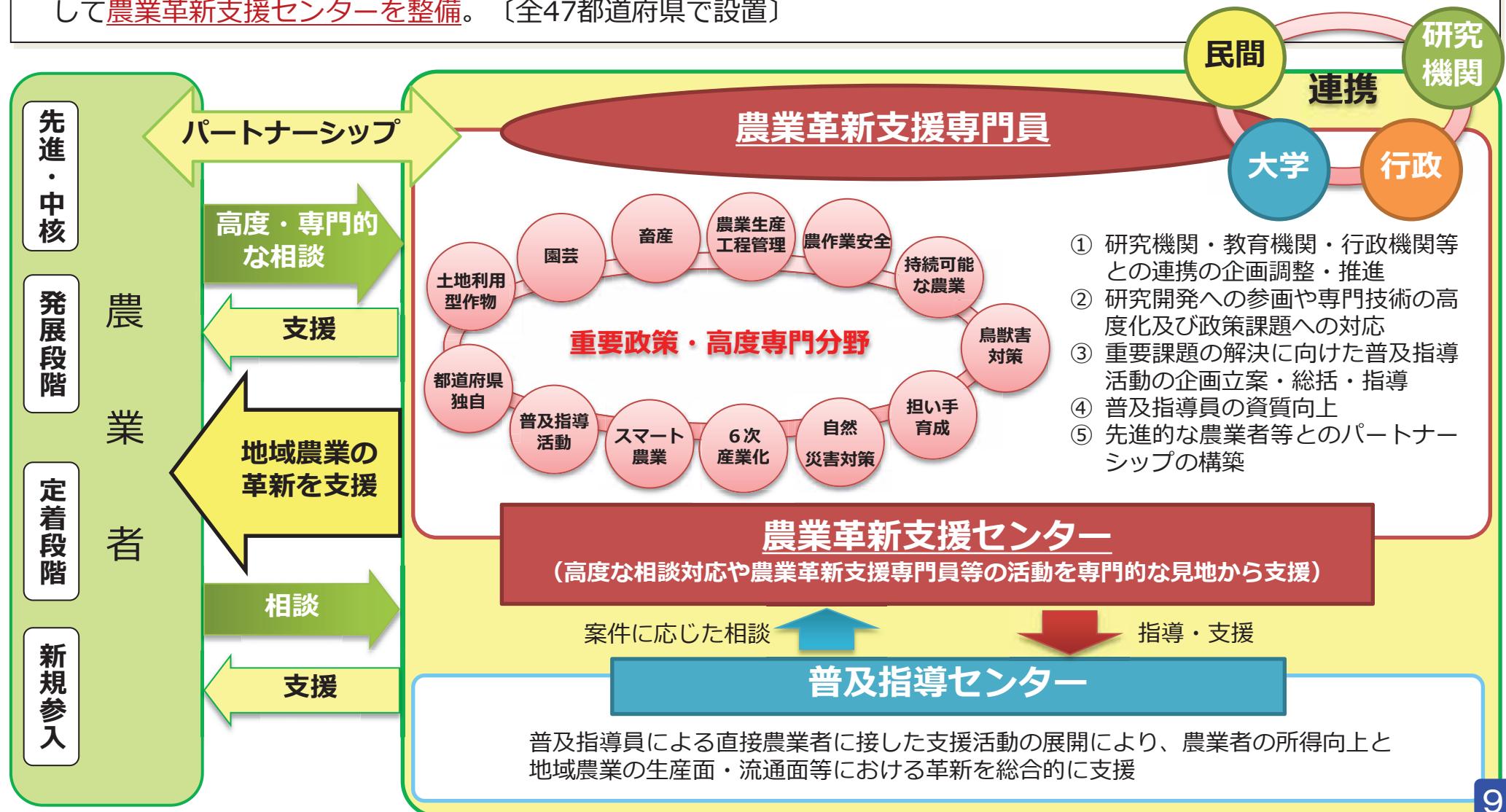
②に加えて、都道府県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るために、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施。また、若手普及指導員の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施。

④ 企画・運営力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施。

1 – 8 農業革新支援専門員の配置

- より質の高い普及指導活動を展開するため、平成24年度より、①研究、行政等との連携、②研究への参画等、③普及活動の企画・立案・総括、④普及指導員の資質向上、⑤先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等を担う農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する旨を運営指針に位置づけ。〔全国で計629名配置（令和4年度末）〕
- また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。〔全47都道府県で設置〕



1 - 9 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和4年度末）

(単位：人)

分野	土地利用型作物		園芸			畜産	生産工程管理・農作業安全		持続可能な農業・鳥獣害対策	
	稲作	普通畠作物	野菜	果樹	花き		生産工程管理(GAP)	労働安全	農村環境	鳥獣害
設置人数	58	60	102	64	60	68	52	37	46	42
分野	担い手育成		自然災害対策	6次産業化	スマート農業	普及指導活動	都道府県が定める分野	実配置人数		
	就農	経営								
設置人数	38	56	25	41	95	65	89	629		

(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査

(注) 数値は令和4年度末の設置数。複数分野の担当者がいるため、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

○ 農業革新支援専門員の設置根拠（運営指針 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう努めるものとする。

○ 農業革新支援専門員の選定基準（ガイドライン 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

(4) 農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、農業改良助長法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。